

第三十九回国会 衆議院 農林水産委員会 議録 第十五号

昭和三十六年十月二十七日(金曜日)

午前十一時四十六分開議

出席委員

委員長 野原 正勝君
理事 秋山 利恭君(理事小山 長規君)
理事 田口長治郎君(理事丹羽 兵助君)
理事 石田 宥全君(理事角屋堅次郎君)
理事 芳賀 貢君

安倍晋太郎君 飯塚 定輔君
宇野 宗佑君 小沢 辰男君
加藤 高敏君 金子 岩三君
亀岡 高夫君 飯谷 忠男君
岸本 義廣君 倉成 正君
小枝 一雄君 佐々木秀世君
坂田 英一君 白濱 仁吉君
田邊 國男君 谷垣 專一君
寺島隆太郎君 内藤 隆君
中山 榮一君 藤田 義光君
細田 吉藏君 本名 武君

松浦 東介君 八木 徹雄君
米山 恒治君 足鹿 覺君
片島 港君 東海林 稔君
中澤 茂一君 檜崎弥之助君
西宮 弘君 西村 関一君
湯山 勇君 稻富 稜人君
玉置 一徳君

出席國務大臣

農林大臣 河野 一郎君

出席政府委員

農林政務次官 中馬 辰猪君
農林事務官 昌谷 孝君
(大臣官房長)
農林事務官 森 茂雄君
(畜産局長)
食糧庁長官 安田善一郎君

委員外の出席者

(農林事務官) 保坂 信男君
(畜産局長) 中西 一郎君
(食糧庁業務部長) 二 門 員 岩隈 博君

十月二十七日

委員草野一郎平君、倉成正君、坂田英一君、館林三喜男君、網島正興君、寺島隆太郎君、松浦東介君、八木徹雄君及び北山愛郎君辞任につき、その補欠として小沢辰男君、白濱仁吉君、岸本義廣君、佐々木秀世君、亀岡高夫君、細田吉藏君、宇野宗佑君、加藤高敏君及び西宮弘君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十七日

委員宇野宗佑君、小沢辰男君、加藤高敏君、亀岡高夫君、岸本義廣君、佐々木秀世君、白濱仁吉君、細田吉藏君及び西宮弘君辞任につき、その補欠として松浦東介君、草野一郎平君、八木徹雄君、網島正興君、坂田英一君、館林三喜男君、倉成正君、寺島隆太郎君及び北山愛郎君が議長の指名で委員に選任された。

十月二十七日

畜産物価格安定法案(芳賀貢君外十一名提出、衆法第七号)は委員会の許可を得て撤回された。

同月二十七日

第一類第八号 農林水産委員会議録第十五号 昭和三十六年十月二十七日

国内産学校給食用牛乳供給事業の拡大に関する請願外一件(足鹿覺君紹介)(第一三三八号)

同(井出二郎君紹介)(第一三九二号)
同(増田甲子七君紹介)(第一五五四号)
同(下平正一君紹介)(第一五八四号)
同(中澤茂一君紹介)(第一五八五号)
同(中島巖君紹介)(第一五八六号)
同(羽田武嗣郎君紹介)(第一五六六号)

同(原茂君紹介)(第一六五七号)
同(鈴木善幸君紹介)(第一七五五号)
中央卸売市場法の一部を改正する法律案に関する請願(岡田修一君紹介)(第一三三七号)
同(早稻田柳右エ門君紹介)(第一六八三三号)

同(齋藤邦吉君紹介)(第一八一二号)
同(保科善四郎君紹介)(第一八一二号)
同(農業災害補償法の一部を改正する法律案の成立促進に関する請願(松永東君紹介)(第一三三八号)
同(始関伊平君紹介)(第一四一七号)
同(秋山利恭君紹介)(第一六七八号)
同(大野市郎君紹介)(第一六七九号)
同外一件(竹下登君紹介)(第一六八〇号)

同(原茂君紹介)(第一六八一号)
同(藤井勝志君外一名紹介)(第一八〇七号)
同(藤井勝志君紹介)(第一八〇八号)
同(坊秀男君紹介)(第一八〇九号)
同(八木徹雄君紹介)(第一八一〇号)

建物共済農協一元化に関する請願外四件(足鹿覺君紹介)(第一三三九号)
同(藤井勝志君紹介)(第一三三九号)
同外六件(佐伯宗義君紹介)(第一三三九号)
同(中曾根廉弘君紹介)(第一三三九号)

同外二件(福田勉君紹介)(第一三三九号)
同(中曾根廉弘君外一名紹介)(第一三三九号)
同(愛知揆一君紹介)(第一四一〇号)
同(足鹿覺君紹介)(第一四一一号)
同外一件(江崎真澄君外一名紹介)(第一四一二号)

同外二件(海部俊樹君外一名紹介)(第一四一三三号)
同外十件(鈴木正吾君紹介)(第一四一四号)
同外十件(永田亮二君紹介)(第一四一五号)
同外二件(森田重次郎君紹介)(第一四一六号)

同(中川俊思君紹介)(第一五七二号)
同外九件(中澤茂一君紹介)(第一五九一号)
同(安倍晋太郎君紹介)(第一六六六号)
同外一件(足鹿覺君紹介)(第一六六七号)

同(伊藤謙君外一名紹介)(第一六七八号)
同(浦野幸男君紹介)(第一六六九号)
同(古賀了君紹介)(第一六七〇号)
同(坂田英一君紹介)(第一六七一号)

同(瀬戸山三男君紹介)(第一六七二号)
同(渡海元三郎君紹介)(第一六七三三号)
同(芳賀貢君紹介)(第一六七四号)
同(福家俊一君紹介)(第一六七五号)
同(前田義雄君紹介)(第一六七六号)
同(三浦一雄君紹介)(第一六七七号)
同(飯塚定輔君紹介)(第一八〇〇号)
同(池田清志君紹介)(第一八〇一号)
同外四件(江崎真澄君紹介)(第一八〇二号)

同(角屋堅次郎君紹介)(第一八〇三三号)
同外十一件(菅太郎君紹介)(第一八〇四号)
同(高見三郎君紹介)(第一八〇五号)
同(藤井勝志君紹介)(第一八〇六号)
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部改正に関する請願(二階堂進君紹介)(第一四一八号)

同(保岡武久君紹介)(第一五七三三号)
同(床次徳二君紹介)(第一八二三号)
長野県下の干害対策に対する国庫補助に関する請願(井出二郎君紹介)(第一四二四号)
同(増田甲子七君紹介)(第一五七四七号)

同(中澤茂一君紹介)(第一五九二二号)
同(中島巖君紹介)(第一五九三三号)
同(下平正一君紹介)(第一五九四四号)
同(羽田武嗣郎君紹介)(第一七二四四号)
同(原茂君紹介)(第一七一五号)

同(原茂君紹介)(第一七一五号)

農林水産行政における部落解放政策樹立に関する請願(阿部五郎君紹介)(第一四九八号)

(第一四九八号)

同(緒方孝男君紹介)(第一四九九号)

同(阪上安太郎君紹介)(第一五〇〇号)

同(田中織之進君紹介)(第一五〇一号)

同(高津正道君紹介)(第一五〇二号)

同(中村英男君紹介)(第一五〇三号)

同(橋崎弥之助君紹介)(第一五〇四号)

同(西村関一君紹介)(第一五〇五号)

同(八木一男君紹介)(第一五〇六号)

同(山田長司君紹介)(第一五〇七号)

同(山花秀雄君紹介)(第一五〇八号)

食糧管理法の改正反対等に関する請願(芳賀貢君紹介)(第一五六四号)

現行食糧管理制度の堅持に関する請願(古賀了君紹介)(第一五六五号)

地方卸売市場法の制定に関する請願(大沢雄一君紹介)(第一六八二号)

農業災害補償法に基づく家畜共済病傷掛金の二分の一国庫負担に関する請願(本名武君紹介)(第一六八四号)

果樹農業振興に関する請願(湯山勇君紹介)(第一六八五号)

同(淡谷悠蔵君紹介)(第一七九九号)

国有林野私下げに関する請願(八田貞義君紹介)(第一六八六号)

農業近代化資金等に対する利子補給に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第一八二〇号)

は本委員会に付託された。

十月二十六日
漁業補償の円滑化のため法律制定に関する陳情書(愛知県議会議長橋本)

繁蔵)(第三五八号)

農業協同組合併助成法の遅及適用に関する陳情書(広島県知事大原博夫外四名)(第三五九号)

農業基本関連法案の早期成立に関する陳情書(広島県知事大原博夫外四名)(第三六〇号)

同(愛媛県議会議長桐野忠兵衛)(第四七六号)

同(愛媛県議会議長桐野忠兵衛)(第四七六号)

同(愛媛県議会議長桐野忠兵衛)(第四七六号)

同(愛媛県議会議長桐野忠兵衛)(第四七六号)

同(愛媛県議会議長桐野忠兵衛)(第四七六号)

同(愛媛県議会議長桐野忠兵衛)(第四七六号)

同(愛媛県議会議長桐野忠兵衛)(第四七六号)

同(愛媛県議会議長桐野忠兵衛)(第四七六号)

同(愛媛県議会議長桐野忠兵衛)(第四七六号)

同(愛媛県議会議長桐野忠兵衛)(第四七六号)

同(愛媛県議会議長桐野忠兵衛)(第四七六号)

同(愛媛県議会議長桐野忠兵衛)(第四七六号)

同(愛媛県議会議長桐野忠兵衛)(第四七六号)

同(愛媛県議会議長桐野忠兵衛)(第四七六号)

同(愛媛県議会議長桐野忠兵衛)(第四七六号)

同(愛媛県議会議長桐野忠兵衛)(第四七六号)

同(愛媛県議会議長桐野忠兵衛)(第四七六号)

同(愛媛県議会議長桐野忠兵衛)(第四七六号)

同(愛媛県議会議長桐野忠兵衛)(第四七六号)

同(愛媛県議会議長桐野忠兵衛)(第四七六号)

同(愛媛県議会議長桐野忠兵衛)(第四七六号)

同(愛媛県議会議長桐野忠兵衛)(第四七六号)

同(愛媛県議会議長桐野忠兵衛)(第四七六号)

同(愛媛県議会議長桐野忠兵衛)(第四七六号)

同(愛媛県議会議長桐野忠兵衛)(第四七六号)

同(愛媛県議会議長桐野忠兵衛)(第四七六号)

同(愛媛県議会議長桐野忠兵衛)(第四七六号)

同(愛媛県議会議長桐野忠兵衛)(第四七六号)

同(愛媛県議会議長桐野忠兵衛)(第四七六号)

同(愛媛県議会議長桐野忠兵衛)(第四七六号)

同(愛媛県議会議長桐野忠兵衛)(第四七六号)

同(愛媛県議会議長桐野忠兵衛)(第四七六号)

同(愛媛県議会議長桐野忠兵衛)(第四七六号)

同(愛媛県議会議長桐野忠兵衛)(第四七六号)

同(愛媛県議会議長桐野忠兵衛)(第四七六号)

同(愛媛県議会議長桐野忠兵衛)(第四七六号)

書(茨城県東茨城郡常澄村議会議長飛田仁一外一名)(第四一八号)

土地改良法の一部改正に関する陳情書(神戸市生田区下山手通り五丁目兵庫県土地改良事業団体連合会長多田末元)(第四一九号)

農業による農民病治療費国庫負担に関する陳情書(香川県木田郡三木町池戸全日農香川県連合会長国方好市)(第四七二号)

食糧管理制度の存続に関する陳情書(香川県木田郡三木町池戸全日農香川県連合会長国方好市)(第四七三号)

同(新潟県西頸城郡能生町議会議長中嶋忠治)(第四七四号)

同(福井県議会議長笠羽清右衛門)(第五六五号)

農業災害補償制度の改正に関する陳情書(津市桜橋一丁目三十一番地三重県農業共済組合会長菊川秀一)(第四七五号)

畜産振興のための獣医師養成に関する陳情書(香川県木田郡三木町池戸全日農香川県連合会長国方好市)(第四七七号)

家畜商の供託金制度反対に関する陳情書(岐阜市司町岐阜県家畜商協同組合理事長細田政之)(第四七八号)

森林経営の近代化に関する陳情書(長崎市玉浪町五丁目二番地長崎県森林組合連合会松浦規外六名)(第四八〇号)

学校給食用牛乳の供給継続に関する陳情書(兵庫県議會議長佃良一)(第五五〇号)

同(神戸市生田区中山手通四丁目五十七番地兵庫縣農業協同組合連合会理事森新之助)(第五五一号)

同(静岡県知事斎藤寿夫外二名)(第五五二号)

同(山梨県議會議長米倉照太郎)(第五五三号)

栃木県における干害対策事業費国庫補助に関する陳情書(栃木県議會議長中島金次郎)(第五六二号)

狩猟法の一部改正に関する陳情書(福井県議會議長笠羽清右衛門)(第五六三号)

食糧管理制度に関する陳情書(大分県議會議長小林政治)(第五六四号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

畜産物の価格安定等に関する法律案(内閣提出第四八号)

大豆なたね交付金暫定措置法案(内閣提出第六二号)

畜産物の価格安定法案(芳賀貢君外十一名提出、衆法第七号)の撤回許可の件

自作農維持創設資金融通法の一部を改正する法律案起草に関する件

自作農維持創設資金融通法の改正に関する件

○野原委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、畜産物の価格安定等に関する法律案及び大豆なたね交付金暫定措置法案の両案を一括議題とし、質疑を行ないます。芳賀貢君。

○芳賀委員 まず最初に、大豆なたね交付金法案について農林大臣にお尋ねいたしますが、この法律の内容を見ると、自由化実施に伴って国内の大豆、

なたねが価格面等を中心にして非常に経済的な圧迫を受ける、それを国の配慮である程度措置するということになっておるわけですが、ただ、問題は御承知の通り、国内の全消費量の二〇〇程度しか国産大豆の生産が行なわれていないわけですが、ですから、農業の選択的拡大の方向から見ると、この際急速に国産大豆あるいはなたねの増産を行なうための生産確保の措置というものを積極的に国はやる必要があるのですが、その点についての大事な配慮というものが全く欠けておるわけです。ただ単に自由化の圧迫の影響から価格面である程度の措置を交付金の形にするということにしておりませんが、これでは非常に消極的じゃないか、その点に対する大臣の御意見を伺いたい。

○河野國務大臣 御指摘、ごもっともと私も考えます。実は、私もかつてアメリカに参りまして、アメリカの大豆畑をよく勉強してみました。日本の大豆に比べて実にみごとな大豆の畑、なるほどこれならという感じを強く受けまして、日本におきまして、大豆について品種の改良、生産等について多分に改良しなければならぬ余地があるということを深く感じたのでございませう。今お話の通りに、これはなたねにおいてもそういうことが言えるのじゃないかと思っておりますが、一方において価格政策を政府において堅持して参ると同時に、生産の改良、増産という面についても格段の配慮をして参らなければならぬ。この点は、農林省設置法の改正を願って、試験研究所等について十分な配慮をしていきたいという考えを考えておりますと同時に、また、今後におきまして、大

豆、なたね等の品種の改良、増産というよりな面について十分注意して参りたい、こう考えておられます。

○芳賀委員 そので、政府が大豆、なたねに対して交付金を交付するわけですが、その場合にも、この法律では、たとえ第二条において、予算の範囲内において」ということがうたわれておるわけですか。かつてはこういうこともあり得たとしても、ことしの春の国会で農業基本法が政府案でありますが一応通つておる。いわゆる基本法第四条にいうところの農業政策あるいは施策を強力に推進するためには、それに要する必要な予算あるいは金融財政措置を行なつてこれを確保するということになつておるわけですか。ですから、要な資金、財政必措置についてはこれを確保するということが前提になければならぬにもかかわらず、予算の範囲内で、許された範囲内で交付金を交付するとか、あるいは農林大臣が定めた一定量の範囲で交付するというようなことは、これは基本法の精神から見ても相反するものであるというふうに考へるわけですが、この点は率直に是正するべきだと思ひますが、いかがですか。

○河野国務大臣 その点は、私といたしましては、必要なものは予算措置でとる、あらかじめ今年度どの程度生産されて幾らになるかということはおそらくは、従来例等からとりまして、予算は決して事欠かぬようにやつて参る、何分子算を無制限にということには予算編成上工合が悪いから、予算は必要なものはとる、もし足りなければ善処するというので、運用において決して事欠かぬということをやつて参りたいと思ひます。

○芳賀委員 これは交付金を交付するに必要な予算を確保してということに読みかえるわけですか。

○河野国務大臣 それはそういうわけに参らないのでございまして、これは法案通りにお読みいただかなければなりません。ただし、行政を担当いたします農林大臣としては、必要な予算は確保しておきまして、そして法律を施行して参る、こういうつもりでおります。

○芳賀委員 次に、交付金についても、一定数量に限定して、その数量に対して交付金を交付するというような政府案になつておりますが、法律の表現はとにかくとして、法律に定められた集荷団体が集荷して販売したその数量全体に対して、農林大臣が定めて告示する一俵当たりの交付金というものは当然交付するべきであると思ひますが、その点はいかがですか。

○河野国務大臣 それはそういうわけにいかないのじやないでしょうか。自由化の対策ですから、販売される数量、それに対して農家の所得が影響を受けるというものにはすればいいのであつて、それ以上の点については、もし考へが違へば、私の方はそう考へておらないわけでありまして。

○芳賀委員 この点は、農林大臣がこの法律をよく読んでいないし、長官の講義が足らないのです。私の言つておるの、この法案は修正されることになつておるわけですから、その点はわからぬのはやむを得ぬとしても、とにかく、農林大臣が大豆、なたね一俵に対して、たとえ五百円とか六百円の交

付金を渡しますというものを生産者に告示をもつて公表するわけですか。生産者は、この法律の規定に基づいて販売の委託を行なつて、指定された団体が販売したの、指定された五百円とか六百円の交付金が渡されるという理解のもとに、一定数量をこえたから、その金額はみんな分配して、交付金の告示された金額に満たない場合でもがまんしてくれという、こういうやり方はできないと思ふのです。その点を原則的にさへお話し願へばいいわけですか。

○安田政府委員 長官の教育が悪いというお話であります。自由化対策でございまして、大臣がお答え申し上げました通りに、農産物のことでございまして、自由化の影響をなるべく受けなかつた時期の数カ年を目安にいたしまして、そのほか、麦が大豆に転作したような事情でありますとか、その他の事項を勘案してきめるのでありまして、その趣旨は価格維持にあるのです。

○芳賀委員 次に、お尋ねしたいのは、この法律では、販売調整を行なう生産者団体を指定するという事になつておりますが、これは、去年の大豆、こしのなたねについては、生産者団体として全販連を政府で指定して、これに業務を行なつておる。今度はそのれが複数になるような法案の趣旨でありまして、農林大臣としてはどういふ対象を考へておるか。これは非常に重要な点であります。

○河野国務大臣 先般、私、北海道に参りました際に、北海道の実情をつぶさに伺いました。御承知の通り、北海道のこれらのものを集荷しておられます現実を見ましても、農協で集荷するものが何%、他の業者が集荷しておられるものが現に相当の数量に達しておるわけでありまして、従つて、この現実を即してやるのが適切であろうという意味において、こういたしたわけでありまして。

○芳賀委員 それでは、まだ予定はないのです。もつとも、この業務を行ない得る団体でなければ、勝手にどれもこれもやらすというわけにはいかぬと思ひます。能力があり、十分国の期待にこたへ、生産者の利益を守れる集荷機関を適当に政府が選定して、そして行政的な指導を与えて、交付金が間違ひなく末端生産者に渡る、そういうふうな考へて差しかえないのです。

○河野国務大臣 その通りでございます。○芳賀委員 次に、畜産物の価格安定の問題であります。社会党から出しました安定法は、これは事業団方式でなくて特別会計方式でいくというのであります。政府の方は事業団にこれをを行なわせることになつておりますが、畜産物の価格安定を積極的にやる場合は、これは利益のあがる仕事ではないわけですか。結局、食費特別会計と同じように、仕事をやればやるほど相対的損失というものが事業の取支の面では現われてくると思ふ。そういうことを予測して、事業団を作る場合は、事業団の経営の中で生ずる損失あるいは赤字等の措置はそのつど、これをこなつて、さらに事業団の経営が進展できるといふ意味がないと思ふのです。ところが、政府案によりま

すと、そういう事業団の事業上の損失補てんを積極的にやるというような措置が講ぜられていないわけですが、これに対しては農林大臣はどう考へておられますか。

○河野国務大臣 その点は、遺憾ながら私は多少所見を異にするものであります。と申しますのは、畜産物の場合にはいつでも損するんだということですが、いつでも損するんだという形です。いつでも損するんだという形です。買ったときよりも売るときが高くなる、上がらないでそれを持つておるといふようなことのないように、御承知の通り、畜産物につきましては輸入についても自由をいたしません。いたしませんから、輸入についても大いにチェックすることにして、需要供給の関係を海外よりの輸入についても相当考慮する。それだけでは事足りませんから、ここに事業団の形式をとりまして、過剰な供給に対してこれをたな上げしようというところをございまして、従つて、ある程度の価格の維持ができれば売つてはならぬ、売るわけには参らぬ。従つて、その場合に金利、倉敷等はかかります。かかりますけれども、常にこれがマイナスになるというふうなことは実は私は考へていないのであります。さればと申して、私の言う通りで今のお話がお聞きなされておるといふふうにはわれわれも考へません。従つて、これは、今後の運用におきまして、諸般の点を十分に検討いたしまして、この事業団がなるべく損失をいたさぬように、所期の目的を達するように運用して参るといふ考へてございまして。さればと申して、損があつてはいかぬから仕事をしない

道、これらのものを集荷しておられます現実を見ましても、農協で集荷するものが何%、他の業者が集荷しておられるものが現に相当の数量に達しておるわけでありまして、従つて、この現実を即してやるのが適切であろうという意味において、こういたしたわけでありまして。

○河野国務大臣 先般、私、北海道に参りました際に、北海道の実情をつぶさに伺いました。御承知の通り、北海道のこれらのものを集荷しておられます現実を見ましても、農協で集荷するものが何%、他の業者が集荷しておられるものが現に相当の数量に達しておるわけでありまして、従つて、この現実を即してやるのが適切であろうという意味において、こういたしたわけでありまして。

○河野国務大臣 先般、私、北海道に参りました際に、北海道の実情をつぶさに伺いました。御承知の通り、北海道のこれらのものを集荷しておられます現実を見ましても、農協で集荷するものが何%、他の業者が集荷しておられるものが現に相当の数量に達しておるわけでありまして、従つて、この現実を即してやるのが適切であろうという意味において、こういたしたわけでありまして。

○河野国務大臣 先般、私、北海道に参りました際に、北海道の実情をつぶさに伺いました。御承知の通り、北海道のこれらのものを集荷しておられます現実を見ましても、農協で集荷するものが何%、他の業者が集荷しておられるものが現に相当の数量に達しておるわけでありまして、従つて、この現実を即してやるのが適切であろうという意味において、こういたしたわけでありまして。

とかいふことがあつてもいけません。そこで、だんだん御意見のございまして学識経験者等の委員の方々、審議会の方々の御指示によりまして適切な運営をして参る、こういうふうな考へておきます。

○芳賀委員 事業団の損失を防ぐ気になれば仕事はやれないということになることは御存じの通り。だから、活発な仕事をやれば当然性質上赤字というものが出てくるわけです。ですから、それに対しては当然赤字補てんの措置あるいは資本の増額等の措置というものを、これは言ひまでもなく講ぜられるというふうに一応理解しておきます。

それから、もう一つ、大臣も触れられました、輸入乳製品ですね。特に法律で指定してある乳製品の輸入等については、どうしても国内産で足りない場合はやむを得ない措置ですが、これは第一段としては乳製品の自由化については嚴重に戒めてもらいたい。畜産農業を發展させる場合には、自由化をいへんとこれはガットとかいふいろいろな国際的な関係で保護措置がとれないようなことになるので、この点は大臣の責任において明らかにしておいてもらいたい。

それから、もう一つは、たとえば事業団方式でいく場合で、必要な指定乳製品については今割当制度であります。この現在の割当制度等を利用して、やはり事業団がその割当を受けて、そして指定乳製品というものを計画的に買いつけて、そしてこれをもって国内全般の畜産物の需給安定あるいは価格安定をはかる、こういうこ

とにすれば、相当一段の進歩になると思いますが、この構想に対してはどうお考えですか。

○河野國務大臣 賛成でございます。

○芳賀委員 次に、この法律の仕事をする場合には、政府が指定して生産者団体というものは相当役を果たさなければならぬことになっておりますが、ただ、食肉等の場合は保管施設とか処理施設というものが全く整っていないわけですから、特に急速に冷蔵をやるような近代的のS Kクラスの冷凍施設等々、そういう保管施設、これらは生産者団体だけの力では急速に設置することはできないと思ふ。この点についても、もちろん主體的には生産者団体が行なうべきであります。政府が相

○河野國務大臣 御趣旨はよく了承いたしました。

○芳賀委員 次に、畜産農業に關係する飼料の問題です。えさの問題は、機会あるごとにわれわれも指摘した点であります。特に、今回の法案審議を通じて、同僚の各委員からも、単に畜産物の価格安定だけでは不十分である、やはりそれと同じ比重を持つた飼料資源の開発あるいは低廉な飼料を生産者に渡すというような技術的な制度上の措置を急速にとるべきであるという意見は、与野一致するところであり、今国会ももう数日で終わるわけですが、この点については、開

中心になつて早急にこのえさに対する法制化を急いで、そして次期国会にはわれわれの期待に沿ふような飼料關係の法案というものを提出しになる熱意があるかどうか、そういう用意を進めるかどうか、見解を明らかにしておいていただきたい。

○河野國務大臣 よく勉強をいたします。

○芳賀委員 河野さんの勉強というのは構想だけに終わる場合があるわけですね。それではだめなんです。単なる実力者の河野構想でまたそれが終わるようであつてはいけない。やはり、行政府の責任者の農林大臣の立場において、各部門下の部門を指導して、そうして、単なる構想ではなくて、農政を担当する農林省としての具体的な政策というものを法制化して、必ず通常国会には出すという、そういう熱意がないと、いやあれは私の構想でした、皆さんの御意見を聞いた結果どうなるかわかりませんということでは、これはいけないと思ふ。あなたにしても、何年も何年も農林大臣だけの席にすわるという、そういうちやちやな考えではないでしよう。(笑声)だから、この機会にそういう日本農業の發展に対する本格的な制度の確立というものをやってみてあなたの真価というものが評価されるのであります。ですから、その点の期待する点です。ですから、その点に対する所信を明確にしておいてもらいたい。

○河野國務大臣 よく勉強いたしましたし、慎重に出直して参りますから、ぜひその際には御賛成をお願いいたします。

○野原委員長 これにて阿案に対する質疑は終局いたしました。

○野原委員長 この際お諮りいたします。芳賀君外十一名提出、畜産物価格安定法案につきましては、提出者より成規の手続をもって撤回の申し出があります。本案はすでに本委員会の議題といたしてありますので、撤回については委員会の許可が必要であります。本案の撤回を許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○野原委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案は撤回を許可することに決しました。

○野原委員長 それでは、まず内閣提出の畜産物の価格安定等に関する法律案につき議事を進めます。

本案に対し芳賀君より修正案が提出されております。修正案は御手元に配付いたしてある通りであります。

畜産物の価格安定等に関する法律案に対する修正案

畜産物の価格安定等に関する法律案の一部を次のように修正する。

第二条第二項中「脱脂粉乳」の下に「れん乳(政令で定めるものに限る。)」を加える。

一 原料乳及び指定食肉の安定基準価格

第三条第三項中「安定下位価格」を「安定基準価格及び安定下位価格」に改め、同条第四項中「指定乳製品(原料乳を含む。)」を削り、「(当該家畜を含む。)」の下に「については、これを「経済事情を考慮し、これらの再生産を確保することを旨とし、指定乳製品については、その生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮して」に改める。

第五条第一項中「安定下位価格」を「安定基準価格」に改める。

第六条に次の一項を加える。

8 農林大臣は、第一項の指定乳製品の生産の委託について模範契約例を定めることができる。

第八条第一項中「二十人」を「二十四人」に改める。

第三十九条第二項及び第三項中「安定下位価格」を「安定基準価格」に改める。

第四十三条第一号中「安定下位価格」を「安定基準価格」に改める。

第五十四条に次の一項を加える。

ります政府提案の畜産物の価格安定法律案に対して、この際、自民党、社会党並びに民社党を代表いたしましたして本案に対する修正の動議を提出いたしました。

それに先立ちまして、先ほど委員長の手元において社会党提案にかかる畜産物価格安定法案についてはこれを撤回するといふことが承認されたわけでありましたが、わが党といはしましては、この委員会を通じて、政府案並びに社会党案の両案を一括審議して今日に至ったわけでありまして。この審議の過程において、両案に対する調整の努力が進みまして、その結果といはしましては、政府案を大幅に修正して社会党案を撤回するといふ方針が確定いたしましたので、手続といはしましては、社会党提出にかかる畜産物価格安定法案といふものをこの際撤回したわけでありまして。

次に、政府提案の畜産物の価格安定等に関する法律案に対する修正の要旨を申し上げます。

修正案及び修正案の要旨はお手元に配付してありますので、朗読は省略させていただきます。その要旨を簡単に申し上げます。

まず第一に、原案では、この法律の対象となる指定乳製品は、第二条において、バター、脱脂粉乳その他政令で定める乳製品といたしておりますが、これに練乳を加えたこととあります。

第二に、第三条において、農林大臣は、原料乳、指定乳製品及び指定食肉の安定価格を定めることとしておりますが、このうち原料乳及び指定食肉については安定下位価格を安定基準価格に改めることといたしました。

第三に、第三条第四項において、原案では、農林大臣が定める原料乳、指定乳製品または指定食肉の安定価格は、それぞれの生産条件及び需給事情その他経済事情を考慮して定めるものとするとしておりますが、このうち原料乳及び指定食肉については、それぞれの生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、これらの再生産を確保することを旨として定めるものとすることに改めようとするものであります。

第四に、第六条において、生乳生産者団体が指定乳製品の生産計画を定め委託してこれを実施する場合は、農林大臣は指定乳製品生産の委託について模範契約例を定めることができるものと規定を同条第八項として新たに一項を設けたこととあります。

第五に、第五十四条において、畜産振興事業団は農林大臣の認可を受けてその事業資金について長期借入金または短期借入金をすることができることとしておりますが、これに対し政府の保証を与えるため、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、事業団の借入金にかかわる債務について保証することができることと規定を同条第四項として新たに一項目を設けたこととあります。

第六に、審議会の委員の数は、原案では第八条に二十人以内としておりますが、これを二十四人以内と改め、委員の数を増員することといたしました。

以上が修正案の要旨であります。何とぞ各位の御賛成をお願いする次第であります。

あります。

○野原委員長 これより本案及び修正案を一括して討論に付します。別に討論の申し出もないようでありますので、これより採決いたします。

まず、本案に対する修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○野原委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○野原委員長 起立総員。よって、本案は修正議決いたしました。

○野原委員長 ただいま議決いたしました畜産物の価格安定等に関する法律案に対して、玉置一徳君より附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者による趣旨説明を求めます。

玉置一徳君

○玉置委員 私は、自民、社会、民社の三党を代表いたしまして、ただいま議決されました畜産物の価格安定等に関する法律案に対して附帯決議を付するの動議を提出したいと思っております。

まず案文を朗読いたします。

畜産物の価格安定等に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の運用に当り、次のとおり措置すべきである。

一、政府は、安定価格決定に資するため、速やかに、牛乳、肉豚等の生産費調査の手段を整備拡充を図ること。

二、政府はこの法律に基づく指定乳製品の委託生産及び指定食肉の調整保管の確実な実施を期するため、農業協同組合又は農業協同組合連合会その他適切な資格条件を備える乳業者等の施設の整備拡充を図ることができるよう補助助成すること。

三、第六条第六項の行政命令（生産者団体の生乳加工委託に必ずべき旨の命令）に従わない乳業者に対しては、事業団による乳製品の買入れ、農林漁業金融公庫、日本開発銀行等からの融資等の面で規制措置を講ずること。

四、審議会の委員に、国会議員を加えること。

五、政府は、生乳生産者団体による指定乳製品の保管計画の円滑な実施に資するため、事業団による買入れに当たってはその全量が無制限に買入れるものとし、その他の調整保管については可及的に事業団の金利、保管料等の助成措置の運用により乳価の安定確保に努めること。

六、指定乳製品及び指定食肉等の輸入については、事業団に対する外貨割当により事業団を活用することとし、その販売価格の適正を期し、差益は国内畜産物の需要の増進その他事業団の活動の充実に使

用すること。

七、政府は、原料乳価格の安定を図るため、この法律に基づく事業団による指定乳製品の買入れ措置のほか、将来必要に応じ事業団による生乳の買入れについても検討すること。

八、事業団の繰越損が累積した場合においては、政府の増資又は一般会計よりの補填により処理すること。

九、政府は、この法律による価格安定措置に加え、生産者団体の共販体制の確立、集出荷施設の整備その他畜産物の流通の改善、出荷の調整等に必要奨励措置を講じ、適正な畜産物価格の形成に努めること。

十、政府は、畜産業における飼料の重要性に鑑み、飼料価格を安定し、その円滑な供給を確保するため、速やかに飼料需給安定法等の根本的改正を行なうこと。

右決議する。

この案文の詳細な内容は、委員会におきまして慎重な検討をいたして参りましたが、そのとおりでありますので、説明は省略いたします。

各位の御賛成をお願い申し上げます。

○野原委員長 これより採決いたします。

玉置一徳君の動議のごとく決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○野原委員長 御異議なしと認めます。よって、本案には附帯決議を付することに決しました。

ただいまの附帯決議について政府の所見を求めます。中馬農林政務次官。

○中馬政府委員 ただいまの附帯決議につきましては、その趣旨を尊重いたしまして、十分に検討をいたしたいと存じます。

○野原委員長 ただいま議決いたしました法律案の委員会報告書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○野原委員 御異議なしと認めます。よって、さように決しました。

○野原委員長 引き続き、大豆なたね交付金暫定措置法案について議事を進めます。

本案に対し、芳賀貴君より修正案が提出されております。修正案はお手元に配付してある通りであります。

大豆なたね交付金暫定措置法案に対する修正案

大豆なたね交付金暫定措置法案の一部を次のように修正する。

第一条中「当分の間、」を削る。

第二条第一項第二号中「生産者から大豆又はなたねの売渡し又は売渡しの委託を受けてその販売を行なうことを業とする者」を「集荷の業務を行なう者」に改める。

第二条第二項各号列記以外の部分中「当該生産者団体等が」の下に「大豆又はなたねの生産者からのその生産に係る大豆又はなたねの売渡しの委託（当該委託を受けた第四条第一項の都道府県知事の登録を受けて大豆又はな

たねの集荷の業務を行なう者からの当該委託に係る大豆又はなたねの売渡しの委託及び当該大豆又はなたねにつき順次される売渡しの委託を含む。）を受けて」を加え、「（当該生産者団体等が同項の交付金の交付を受ける他の生産者団体等から売渡しを受けたものの数量に相当する数量のものその他農林省令で定めるものを除く。）を削り、「一定数量」を「数量」に改める。

第二条第二項第一号中「並びに」を「及び」に改め、「及び需給事情を削り、「参酌して」を「参酌し、大豆又はなたねの再生産を確保することを旨として」に改める。

第二条第二項第二号中「大豆にあつては消費地における標準的な取引価格から流通経費を控除した金額を、なたねにあつては生産者団体等の標準的な販売価格から」を「生産者団体等の大豆又はなたねの標準的な販売価格からその」に改める。

第二条第三項中、「一定数量」を「数量」に、「売渡し又は売渡しの委託」を「前項の売渡しの委託」に改める。

第二条第四項中「及び標準販売価格」を「標準販売価格及び第二項の農林大臣の定める数量」に、「団体」を「生産者団体等」に改める。

第三条第一項中「その売渡し又は売渡しの委託」を「その同条第二項の売渡しの委託」に改め、「（当該生産者団体等が同項の交付金の交付を受ける他の生産者団体等から売渡しを受けるものの数量に相当する数量のものその他農林省令で定めるものを除く。）を削り、「なたねの売渡し又は売渡しの委託」を「なたねの同項の売渡しの委託」に、「次条第一項」を「第五条第一項」に改

め、同条第二項中「次条第一項」を「第五条第一項」に改める。

第五条第六条とし、第四条第一項中「売渡し又は売渡しの委託をした者」を「同条第二項の売渡しの委託をした者」に、「その売渡し又は」を「その」に改め、「（当該生産者団体等が同項の交付金の交付を受ける他の生産者団体等から売渡しを受けたものの数量に相当する数量のものその他農林省令で定めるものを除く。）を削り、同条第二項中「で他の者から大豆又はなたねの売渡し及び売渡しの委託を受けなかつたもの」及び「その者が売渡し又は売渡しの委託をした大豆又はなたねのうちその者が生産した大豆又はなたねに係る部分を除く。」を削り、「売渡し又は売渡しの委託をした者」を「第二条第二項の売渡しの委託をした者」に改め、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（生産者の登録集荷業者に対する売渡しの委託等）

第四条 大豆又はなたねの生産者で次条の規定による交付金の交付を受けようとするものは、農林省令で定めるところにより、都道府県知事の登録を受けて大豆又はなたねの集荷の業務を行なう者に大豆又はなたねの売渡しの委託をしなければならぬ。

2 前項の登録に關し必要な事項は、政令で定める。附則第一項に次のただし書を加える。

ただし、昭和三十六年産の大豆については、第四条の規定は、適用しない。

附則第二項中「第二条第五項」を「この法律に、「同項中」を「第二条第二項

中「当該委託を受けた第四条第一項の都道府県知事の登録を受けて大豆又はなたねの集荷の業務を行なう者」とあるのは「当該委託を受けた者」とし、同条第五項中「政令で定める期日」を「政令で定める期日」とし、第五条第二項中「大豆又はなたねの生産者」とあるのは「大豆又はなたねの生産者で他の者から大豆又はなたねの売渡しの委託を受けなかつたもの」と、「その交付を受けた金額」とあるのは「その交付を受けた金額（その者が第二条第二項の売渡しの委託をした大豆又はなたねのうちその者が生産した大豆又はなたねに係る部分を除く。）」に改める。

たしたことであります。

修正の第三は、原案におきましては、基準価格の算定を、パリティ価格及び生産事情、需給事情その他の経済事情を参酌して定めることとしておりますが、生産者の所得の安定と生産の確保をはかるためには必ずしも適切ではありませんので、これを改め、パリティ価格及び生産事情その他の経済事情を参酌して再生産の確保を旨として定めることといたしました。

修正の第四は、交付金の交付の対象となる大豆またはなたねの数量の決定は、通常は生産者団体等が販売した数量であります。その数量が正常な販売数量をこえる場合には、農林大臣が通常の生産者の販売数量等を参酌して定める数量までと相なっております。しかして、この数量の決定に際しましては、第二条第一項により交付金の交付を受ける生産者団体等の販売事情等を把握して、より適切な決定を期すべきことは申すまでもないところであります。その趣旨を体し、基準価格及び標準販売価格の決定の場合と同様に、農林大臣は政令で定める生産者団体等の意見を聞いて交付金の交付の対象とする数量を定めることができるとして修正することとしたのであります。

修正の第五は、末端の大豆またはなたねの販売業者について、新たに登録制度を設けることとし、交付金の交付を受けようとする大豆またはなたねの生産者は、この登録販売業者に売り渡しの委託をしなければならぬものといたしました。これは、大豆ま

修正の第一は、第一条の目的についての規定から「当分の間」という字句を削除したことであり、

修正の第二は、原案におきましては、生産者から大豆またはなたねを買い取って販売することを認めているのであります。この方式では調整販売による利益が生産者に還元されないおそれがありますので、交付金の交付は生産者から売り渡しの委託に基づいて調整販売を行なったものに限ることとい

修正の第一は、第一条の目的についての規定から「当分の間」という字句を削除したことであり、

修正の第一は、第一条の目的についての規定から「当分の間」という字句を削除したことであり、

修正の第二は、原案におきましては、生産者から大豆またはなたねを買い取って販売することを認めているのであります。この方式では調整販売による利益が生産者に還元されないおそれがありますので、交付金の交付は生産者から売り渡しの委託に基づいて調整販売を行なったものに限ることとい

修正の第一は、第一条の目的についての規定から「当分の間」という字句を削除したことであり、

修正の第二は、原案におきましては、生産者から大豆またはなたねを買い取って販売することを認めているのであります。この方式では調整販売による利益が生産者に還元されないおそれがありますので、交付金の交付は生産者から売り渡しの委託に基づいて調整販売を行なったものに限ることとい

修正の第一は、第一条の目的についての規定から「当分の間」という字句を削除したことであり、

修正の第二は、原案におきましては、生産者から大豆またはなたねを買い取って販売することを認めているのであります。この方式では調整販売による利益が生産者に還元されないおそれがありますので、交付金の交付は生産者から売り渡しの委託に基づいて調整販売を行なったものに限ることとい

修正の第一は、第一条の目的についての規定から「当分の間」という字句を削除したことであり、

たはなたねの生産者から直接に売り渡しの委託を受けてその販売を行なうことを業とする者に都道府県知事の登録を受けさせること等の措置により、生産者に対する交付金が確実かつ適正に行なわれるようにしようとするねらいがあるわけであります。ただし、三十二年産の大豆につきましては、すでに回りが始まっておりまして、ことにかんがみまして、この規定は適用しないことといたしております。

修正の第六は、大豆の標準販売価格についても、なたねと同様、生産者団体等の標準的な販売価格から流通経費を控除した額を基準として農林大臣が定める額とするように改めることとしたこととあります。

その他、以上の修正に伴いまして一部必要な字句の整理をいたしてあります。以上がこの修正案の要旨であります。何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします次第であります。

○野原委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に入ります。別に討論の通告もないようでありまして、これより採決いたします。まず、本案に対する修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○野原委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。次に、修正部分を除く原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めま

す。

○野原委員長 起立総員。よって、本案は修正議決いたしました。

○野原委員長 ただいま議決いたしました大豆なたね交付金暫定措置法案に對して、角屋堅次郎君より附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。提出者による趣旨説明を求めます。角屋堅次郎君。

○角屋委員 私は、この際、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の三派共同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議を提出したいと思っております。まず案文を朗読したいと思っております。

大豆なたね交付金暫定措置法案に對する附帯決議
一、交付金に要する経費は、標準販売価格及び交付対象数量の決定如何によつて変動するので、交付金予算が不足することのないよう十分な措置を講ずること。
二、交付対象数量の大豆及びなたねは、農産物検査法の検査を受けるよう適切な指導を行なうこと。
三、交付金が生産者団体等を通じて確実に生産者に交付されるよう指導監督の万全を期すること。
四、大豆及びなたねの生産改善対策については、必要な予算の確保を図り速かに外国産大豆価格との競合に耐えるよう万全の施策を講ずること。
五、三十六年産大豆の集荷業者については、行政庁に対する届出等適切な指導をすること。

右決議する。
本附帯決議の趣旨につきましては、本委員会において今日まで十分慎重に審議された経緯から、委員各位の御承知の通りでありまして、何とぞ皆様方の御賛同によつてすみやかに御可決下さるようお願い申し上げます。
○野原委員長 これより採決いたします。

角屋堅次郎君の動議のごとく決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○野原委員長 御異議なしと認めます。よって、本案には附帯決議を付することに決しました。

ただいまの附帯決議について政府の所見を求めます。中馬農林政務次官。
○中馬政府委員 ただいまの附帯決議につきましては政府といたしましては、十分にその趣旨を尊重して検討を加えたいと存じます。

○野原委員長 ただいま議決いたしました法律案の委員会報告書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○野原委員長 御異議なしと認め、さように決しました。

午後一時五十三分開議
○野原委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
自作農維持創設資金融通法の一部を

改正する法律案起草の件についてお諮りいたします。
法律案文はお手元に配付いたしてあります。

自作農維持創設資金融通法の一部を改正する法律案
自作農維持創設資金融通法（昭和三十年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。
附則に次の一項を加える。
3 昭和三十六年度に限り、この法律により北海道の区域内の農業者に対し資金を貸し付ける場合における第三条の規定の適用については、同条中「二十年以内」とあるのは「二十五年以内」と「三年以内」とあるのは「五年以内」とする。

この法律は公布の日から施行する。
附 則

理由
昭和三十六年度に限り、北海道の区域内の農業者に自作農維持創設資金を貸し付ける場合にその貸付条件を緩和する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○野原委員長 本案の内容は皆様よく御承知のこととさせていただきますのでその説明はこれを省略することといたします。

本件について何か御発言はありませんか。別に御発言もないようでございますから、これより採決いたします。

お手元に配付いたしてあります通りの自作農維持創設資金融通法の一部を改正する法律案を本委員会の成案とし、委員会提出の法律案といたしたいと存じますが、これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○野原委員長 起立総員。よって、本案は委員会提出の法律案とするに決しました。

○野原委員長 この際、丹羽兵助君より自作農維持創設資金融通法の改正に関する件について発言を求められておりますので、これを許します。丹羽兵助君。
○丹羽（兵）委員 自作農維持創設資金融通法の改正に関する件につきまして、本委員会において決議をいたしましたということを望むものであります。まずその案文を朗読いたします。

自作農維持創設資金融通法の改正に関する件
政府は、昭和三十七年度より、自作農維持創設資金について、その貸付条件を、利率年三分五厘、償還期間三十年以上、据置期間五年以内、その限度額を百万円に、それぞれ改訂するとともに大巾に融資枠の拡大をはかるよう自作農維持創設資金融通法の改正を行なうべきである。

右決議する。
昭和三十六年十月二十七日

衆議院農林水産常任委員会
その決議の内容説明につきましては、ただいま読み上げました案文によつて御了解願ふことと存じます。なお、本件につきましては、さきに

本委員会の理事会におきまして三党で提出するように取り決められておったのでありますが、御案内のようにさきの国会があめした異常な姿でございますので、決議することができなかつたことを残念に思います。どうかこの機において満場一致御可決賜わりますようお願い申し上げます、私の提案理由の説明といたす次第であります。

○野原委員長 ただいまの丹羽兵助君の動議のごとく決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○野原委員長 御異議なしと認めます。よつて丹羽君の動議の通り、自作農維持創設資金融通法の改正に関する件を本委員会の決議とするに決しました。

本決議の参考送付等につきましては委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○野原委員長 御異議なしと認めその通り決しました。

次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時五十七分散会

〔参 照〕

畜産物の価格安定等に関する法律案（内閣提出第四八号）に関する報告書
大豆なたね交付金暫定措置法案（内閣提出第六二号）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十六年十一月七日印刷

昭和三十六年十一月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局